

委員意見の対応一覧表

策定委員会	NO	意見	素案への反映状況	該当ページ
第1回	1	愛の手帳と身体障害手帳を両方合わせ持ついわゆる重症児の人数がどこにも出てきてない。短期入所も使っていないのではなく、「ない」から使えないため数字にあらわれない。品川区は医療を伴うショートステイが一床もありません。新しくできたところも医療があるといいながらも、現在受け入れてもらっていない。	第2章 障害者の現状 2 身体障害者の状況 P10 図表2-6 重症心身障害者(東京都重度心身障害者手当*受給者)の推移を記載 ②重症心身障害者・医療的ケアに対する支援の充実 ・重症心身障害者・医療的ケアに対応できるよう障害福祉サービス事業所の整備、拡充を図ります。 <中略>P35 ・介助者の負担軽減のため、短期入所等のレスパイト支援を推進します。	P10 P35
第1回	2	施設入所者の地域生活移行が大幅に目標を下回っている。自立生活援助が1件も利用されていない。地域での生活基盤となるグループホームや在宅サービスをどう充実させていくかというところに焦点化して私たちは話し合っていくべき。	P62 b. 見込量の確保等にあたって 自立生活援助については、利用者ニーズの把握に努めながら、サービスの担い手となる事業者の誘致等、サービスの提供体制について検討していきます。 <中略> 障害のある人が支援を受けながら住み慣れた地域で暮し続けるために、整備費、運営費の一部を補助し、民間活力を活用して、共同生活の場となるグループホームの整備を促進します。	P62
第1回	3	差別解消法について区民に対しての啓発だけではなく、区役所が率先してやっていますという姿勢を見せるべき。	P44 ◎心のバリアフリーの推進 ・区では「品川区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、職員研修等を実施しています。引き続き、障害者差別解消法の取組みの推進と障害者理解の促進を図ります。	P44
第1回	4	コロナ感染以降、「声かけ運動」が少なくなってきたので計画の中にも記載を。	P45 ④ ユニバーサルデザイン、おたがいさま運動の普及啓発 ・ユニバーサルデザインの考え方等を基にした「おたがいさま運動」を区民や事業者とともに引き続き推進していきます。 ・ユニバーサルデザインやおたがいさま運動を周知し、理解促進を図るため、引き続き、職員、区民、区立学校児童などを対象にした研修をより一層充実させていきます。	P45
第1回	5	品川区内に行動障害の子を預かってくれる短期入所が多分ない。親のレスパイトのニーズはある。行動障害に特化した施策を。	P37 ◎人材の確保・育成 ・施設での受け入れ拡充を図るため、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成を図ります。	P37
第1回	6	実績を出すときは、新施設が当初の予定の床数活用できていない点、コロナの影響で利用が減少している点の説明があった方がよい。	来年度以降、令和2年度の実績をまとめるときにコロナの影響等の説明を記載する。	—
第1回	7	国の指針で施設入所の見込み量を減らさなければならないので、施設入所のウエイティングの人数等も考慮し、居宅系サービスの見込み量を現在の利用者以上に増やしていかないといけない。幅広く実態を把握していく必要がある。	・障害者等の生活の場の選択の機会を確保するため、事業所整備を促進します。 ・令和6年度開設予定の重度障害者グループホーム((仮)西大井三丁目グループホーム)の開設準備を進めます。 ・整備費補助金の活用により、民間事業者によるグループホーム整備を促進します。 P60 a. サービスの実績および見込量 ※共同生活援助の見込み量に反映	P35 P62

委員意見の対応一覧表

策定委員会	NO	意見	素案への反映状況	該当ページ
第1回	8	自立生活援助の見込み量が1となっているが、グループホームに入居中の利用者にニーズ調査してそこからさらに一人暮らしをした人たちに対して、自立生活援助をどのぐらい見込むかという考え方が必要。	P62 b. 見込み量の確保等にあたって 自立生活援助については、利用者ニーズの把握に努めながら、サービスの担い手となる事業者の誘致等、サービスの提供体制について検討していきます。	P62
第1回	9	基礎調査で、例えば「視覚障害者の同行援護」について、視覚障害者以外の障害者は全く使うことがないサービスについて視覚障害の人以外も回答しているとなると、本当の数字が出てくるのか疑問。	第1回策定員会でクロス集計で視覚障害者のみで抽出したデータを提示済み	—
第1回	10	18歳未満のお子さんの数「362名」のうち、身体障害・知的障害に分類できる方以外が実は200名ぐらいいらっしゃる。ということは、障害手帳や診断がない方が多くいると思う。全国の障害児通所の実態調査を見ると、約半数が発達障害もしくは発達障害の特性の可能性があるお子さんたちでありますので、その部分について少し何か光が当たるようなまとめ方をしたほうがよい。	P39 ②保護者への支援 ・身近な地域において気軽に子どもの発達に関する相談が受けられるように、子ども発達相談室の機能や、相談支援事業所の充実を図ります。 ・保護者等が子どもの発達障害の特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるようペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者等及びその家族に対する支援の充実を図ります。	P39
第1回	11	インクルージョンは1つのテーマになると思うので、子ども・子育て支援事業計画で特別に支援が必要なお子さんの項目があると思うので、整合性を図りながら、まとめた方がよい。	整合性を図りながらまとめている。	—
第1回	12	基礎調査の施設入所の希望や自立生活援助のニーズの集計では、%で数字がでていますが、母数にかけ合わせるとかなりの方が希望されている。品川区に住む人のニーズが反映された計画にする必要がある。	見込み量に反映済	P62
第2回	13	「児童福祉法に基づく障害児サービス」と記載があるが児童福祉法上はサービスという名称はない。「支援」で統一されている。法律に基づく用語として載せるのか計画上の文言として載せるのか整理を。 →法律用語として出ているものについては法律用語。療育や相談、いわゆる一般的に使うものについては、より区民の方が理解しやすい言葉を使う。 計画相談のところで「障害児計画相談」という名称も整理されれば「障害児相談支援」になる	目次 第5章 2 児童福祉法に基づく障害児サービス→障害児支援(修正) P24 障害児計画相談支援事業所→指定障害児相談支援事業所(修正)	目次・ P24
第2回	14	障害児支援について「インクルージョン」という言葉がでてくるが、児童で使う言葉と成人の方で使う言葉がまた違うというのも、あまり包括しておらず、意外と議論が必要なことなのかもしれない。	成人の方は、地域共生社会で表記。	P44
第2回	15	資料③「(2)相談支援等に関すること」の項目で、3ページの一番頭の「どこで誰と生活するかについて選択の機会」というのは、社会生活の一つの側面にすぎないわけで、障害のある方の生活ということについて、非常に狭いところでしか確保されないのか。 →「どこで誰と生活するかについて選択の機会が確保されること」というのが「社会生活について選択の機会が確保されること」もしくは、これが法律にきちんと則っているということを記載するために「総合支援法や差別解消法に基づき、生活の選択の機会が確保されている」というような記載の仕方だったらよいと思う。 →「誰と生活するか」とか「どこで生活するか」とかいろいろあるが、幾つか「〇〇など」というふうに、表現して記載する。 →例えば、地域移行ということについてはいろいろ書いてあるとおり「グループホームが足りない」とか、独居についてヘルパーさんが絡んで独居していくようなパターンとかいくつかあるが、実際に自立生活をしていらっしゃる方々のパターンというのを書いておくとよいかも	P34 (1) 安心して暮らせる地域生活の支援 ＜現状と課題＞ 障害者の高齢化・重度化・親亡き後を見据えた居住支援のための機能の充実化が求められており、特に重症心身障害者・医療的ケアが必要な方に対する支援や、グループホーム等の地域で生活するための居住環境の整備が課題となっています。 どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保をはじめとした、選択の機会の拡大が図れるよう、相談支援を充実させるとともに、訪問系サービスをはじめとする障害福祉サービスやグループホーム等の社会資源を充実させる必要があります。 P35 ① 拠点機能の充実 ・障害者が、地域での生活の場面で、自分らしく自己決定し、活動しやすくするための環境調整を行うとともに、障害者が自立する力を得られるよう支援を進めます □	P34 P35

委員意見の対応一覧表

策定委員会	NO	意見	素案への反映状況	該当ページ
第2回	16	「成年後見制度の利用促進」というのは、世の中の流れではあるけれども、必ずしも権利擁護に繋がらないという意見もあるので、あえてここで出すべきかどうかということ。 同じことが、取り組みの方向性(2)のところも。 成年後見制度の利用促進がすでに世の中でなされてしまっているの、ここであえて入れるよりは、成年後見制度が権利擁護の中にある意味含まれるのであれば、全くカットしたほうがいいのか。	P30<8. 権利擁護体制の構築> ○成年後見制度利用の普及啓発を行っています。__※促進を削除 P36<取り組みの方向性> 必要な人に適切に成年後見制度が活用できるように支援していきます。	P30 P36
第2回	17	取り組みの方向性(1)のところ、「障害者等の高齢化・重度化や親亡き後を見据え」と書いてあるが、障害のある方が社会参画して下さることが重要なわけで、親亡き後だけじゃなくて、親がいらっしゃる方も含めて、参加される必要があるこういったことをすべて総合支援法や差別解消法に基づいて考えられていることだと思いますので、あえてこういうことを入れるよりも、「障害の有無にかかわらず、社会に参加できるように」ということが大事。 →取り組みの方向性の部分でも「障害の有無、親亡き後」等々ではなく、「障害の有無にかかわらず、或いはこういった法律に基づいて、社会参画することを見据えて」というような表現であればいい。	昨年度実施した基礎調査のアンケートにおいて、当事者とそのご家族から高齢化・重度化や親亡き後などの将来不安への意見が多数寄せられたため、障害福祉計画で具体的に触れる必要があると判断しました。 なお、社会参加については、主要テーマ(3)に社会参加の促進の項目を設けています。	P34
第2回	18	介護保険と障害者施策の絡みで、そのことに政策の中身が全く触れてない。	P36◎包括的な相談支援の充実 ①相談支援体制の強化 ・介護保険制度への移行や老障介護等の高齢障害者が抱える課題に対応するため、在宅介護支援センターに相談支援事業所を併設し、高齢障害者の相談支援を充実します。 P37 ②保健・医療・福祉との連携 ・高齢障害者が、住み慣れた地域で生活していくために、障害者分野の施策に限らず、高齢者分野の施策も含めて必要なサービスを適切に利用できるよう、関係部署及びサービス提供事業所や相談支援事業所と連携し、相談・情報提供体制について検討を進めます。	P36 P37
第2回	19	「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されること」だけにとどめるのではなく言葉を足して、この言葉を残して、もう少し必要なことを追加していくというふうにして、より具体的なイメージが持てるようにするのはどうか。	No.17に記載	-
第2回	20	成年後見制度の「利用など」という前向きな表現に。	No.16に記載	P30
第2回	21	「障害者の感染症対策」コロナウィルスについて、障害者のガイドライン的なものを作っていったほうがよい。 →現在施行錯誤の段階のため、意識して取り組むという旨を大雑把でもよいので記載しておく。(松山委員) →追加するとしたら「障害者計画」の方がよい。「障害福祉計画」はサービスの見込み量を作る計画、「障害者計画」はもう少し理念も含めた幅広い計画のため。(曾根副委員長)	P33(1) 安心して暮らせる地域生活の支援 <現状と課題> また、新型コロナウイルス感染症の影響による生活上の支障が生じており、状況に応じた対応を行うとともに、感染症の予防や的確に対応できる支援体制の構築なども検討していく必要があります。 <取り組みの方向性> P36 ③ 災害対応・感染症対応 ・新型コロナウイルス感染症に伴う対応として、事業所へのマスク・消毒液などの衛生用品の配布、障害福祉サービス業務継続支援金交付、職員へのPCR検査等を実施してきましたが、引き続き、日々変化する状況に柔軟に対応できるよう講じていきます。	P33 P36

委員意見の対応一覧表

策定委員会	NO	意見	素案への反映状況	該当ページ
第2回	22	<p>本当の重症の場合は、災害のときに電気関係等色々な面で「避難するより家に留まる」という人が多い。避難する場合も1人ではできないし、電気も必要だしいろいろなものが必要な中で、どういふふうに取り上げてもらえるのか。「災害時における障害者の避難支援が求められる」という一文だけでまとまってしまうのが心配。</p>	<p>P34(1) 安心して暮らせる地域生活の支援 <現状と課題> <中略> 障害者が地域で安心して暮らすには、災害対策は重要です。一人では避難できない障害者も多く、災害時における障害者の避難支援が求められます。</p> <p>P37 ③災害対応・感染症対応 ・災害時の支援について、人工呼吸器等の医療機器の電源の確保や障害に応じた情報伝達手法等、防災関係機関と連携して、個々の事情を考慮した支援方法や避難方法について検討を進めます。 ・福祉避難所のあり方について検討します。また、福祉避難所の防災備品を拡充し、災害時に備えます。</p>	P34 P37
第2回	23	<p>ガイドヘルパーはなかなか集まらないという現状がずっとあるのに「引き続きヘルパー養成が求められている」とこれだけで片付けていいものかどうかというのに私は疑問。 強度行動障害等についても、区内で強度行動障害のヘルパーをやれる事業所がない。 ガイドヘルパーがこれだけで生活できるような、報酬設定がなされないという品川区では難しい。 養成研修をしようとしても人が集まらないため、書き方や方策の検討を。 研修に人が集まっても、実際に品川区で仕事につかない割合が多いため、品川での支援に結びつく方策を。</p>	<p>P37 ◎人材の確保・育成 ・施設での受け入れ拡充を図るため、重症心身障害、強度行動障害、医療的ケア等に対応できる専門的人材の育成を図ります。 ・品川介護福祉専門学校福祉カレッジにおける人材育成研修の充実を図ります。 ・移動支援従事者や同行援護従事者養成研修等の実施により、人材の確保を図ります。また、多くの人が研修に参加できるよう周知方法について検討します。</p> <p>P42②外出支援 ・移動支援従事者や同行援護従事者養成研修の充実により、ヘルパーの確保を図ります。また、人材確保のための周知や誘致方法についても検討します。</p>	P37 P42
第2回	24	<p>同行援護のガイドヘルパーもたりない。区報に掲載するだけでなく、インターネット等を活用して拡散していく等募集方法の工夫が必要。</p>	No.23に記載	P37 P42
第2回	25	<p>差別解消法の観点からすると、障害のある方に寄り添って、企業側にも配慮を求めていくということも必要。結果的に適応障害になってしまうことがある。「支援の充実」というのでは、むしろ指導の強化になってしまうため「指導ではなく支援です」ということをこの中に明記して、この施策の中で促進していくのだというような内容になるとよい。 →一般論ではなくて「Aさんが就労しようとした時、特定のX企業に対して」という部分だと思います。寄り添ってというのが、特にそういうサービスがさらにあった方がいいということのご意見かなと思いました。その辺りが何か含まれるような形になれるとよい。(小山委員長)</p>	<p>P42②企業への働きかけ ・企業に対し、国の障害者雇用施策や企業支援等の活用を促進しつつ、障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や仕事の創出、短時間就労等の多様な雇用形態の導入などを働きかけていきます。 ・障害者受入に関する相談や、職場の障害者理解促進の働きかけを行い、障害者が安心して働き続けられる環境づくりを推進します。</p>	P42
第2回	26	<p>7ページの「4 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進」で、介護保険への移行や併用という中でサービスが減らされてしまうことに対して、十分に制度施策や法律を理解して適切に運用していくということが表現されると障害のある方だけでなく、区民すべてが安心できる。 「差別解消法の周知」と書いてあるから、「区民が理解してください」というだけではなく「区役所内部も自らより促進します」ということを表現してもらおうとすごくいい。 あえて記載すると区役所も一生懸命こういふふう計画しますので、市民の皆さんの理解もより促進できるように努力しますっていう。バランスが悪いけれども、要するに区役所が引っ張ってきますよっていうことを、自ら変えていくという潔さがあるとよい。</p>	No.3とNo.18に記載	P36 P44
第2回	27	<p>各自治体は差別解消法に基づいて差別解消の対応要領というものを行政ごとに作っていると思いますが、おそらくその中で区役所の職員に対する差別の解消というのを定めていると思います。そこから少し引用して付記するというふうにはいかがでしょうか。</p>	No.3に記載	P44

委員意見の対応一覧表

策定委員会	NO	意見	素案への反映状況	該当ページ
第2回	28	障害児の相談支援体制について、計画相談の整備が早期発見・早期支援につながるような文脈となっているが、実際には、医療機関や保健所、保育所、幼稚園等が早期発見の場所になっていくと思う。計画相談支援事業所の整備は必要だが、発達評価して、発達状況・特性・支援について考えていけるような発達相談室のようなものの整備をしていくのも一つの方向としてある。前第1期の計画に、児童発達支援センターをもう1ヶ所つくと記載があるので、その方向性は継続していく。そのうえで各計画相談がしっかりと入って、縦横の連携をつないでいくというのが望ましい。また、発達相談だけでなく保健所や保育所などでの気づきをしっかりと促せるような、全体的な知識というか、レベルもアップできるような取り組みも書かれるといい。	P35③事業所整備の促進 ・小山台住宅等跡地において児童発達支援センターおよび通所事業所の開設に向けた計画を進めていきます。 P38<取り組みの方向性> ◎障害児支援の充実 ①早期発見・早期支援 ・療育支援拠点として、児童発達支援センター「品川児童学園」において、子ども発達相談室の初回相談やその後のフォロー体制を充実し、相談までの期間を短縮するなど障害児の健やかな育成のための早期支援につなげます。 ・保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制構築に向け、検討・推進します。 ・子どもを安心して健やかに産み育てるためには、妊娠・出産・育児の切れ目のない支援が必要です。「しながわネウボラネットワーク」を活用し、相談を受ける中で早期発見、関係機関との連携を図ります。	P35 P38
第2回	29	成果指標のところ、書いていないが、数で前回これだけ伸びていますというふうに示されたが、例えば相談支援ですと、利用されている方のどれぐらいが計画相談を受けているのかということもわかるような、いわゆる実施率等があればわかりやすい。全部とは言いませんので、何かそういう載せたほうがいいものについては精査し、載せるとよい。	実績を示す際に検討。	—
第2回	30	10年以上前から「早期発見・早期療育」というスローガンが謳われていながら、相談するのに申し込んで実際に相談できるのが3ヶ月待ちと言われた。同じスローガンをまた繰り返すのではなくて、現実に実行できるような、もう少し強い表現をした方がいい。	P38① 早期発見・早期支援 項目を作り、方向性について具体的に記載	P38
第2回	31	資料③の6、5ページのところに「インクルージョンの推進」ということが書かれているが、障害児関連の施策のことだけが書かれている。障害児福祉計画なのでやむを得ないが、ただ「ソーシャルインクルージョン」という観点から考えると、統合保育・統合教育というのは当然視野に入っておかなければおかしいので、それを資料②の障害者計画の施策の柱に対する中期事業展開で、少し品川区における、一般の保育園や幼稚園、学校における、あと放課後等デイサービスだけではなくて放課後児童クラブでの受け入れについて、そういったものも少し書いて計画の関連性がわかるようにしたほうがいいのでは。	P39 ③療育支援体制の整備 ・区立学校において、通常の学級での障害特性や本人の状況に応じた合理的配慮の提供や指導を行うとともに、特別支援学級固定級(知的、自閉症・情緒、病弱)、通級(言語、難聴)を設置し、障害の状態により特別な支援が必要な児童・生徒について、引き続き、特別支援学級での指導を行っていきます。 ・区立学校全校に特別支援教室を設置し、引き続き、コミュニケーションの面で課題や心配のある児童が必要な支援を受けられるようにしていきます。	P39
第2回	32	保育所等訪問支援がやはり展開されてくる必要があると思いますので、そこをこの福祉計画の中できちんと位置付けた方がいいのではないかと思います	P40⑤障害児の地域社会への参加や包容(インクルージョン) ・保育所等訪問支援の利用を促進し、保育園、幼稚園、小学校及び特別支援学校等の育ちの場や、すまいるスクール(全児童放課後等対策事業)での支援に協力できるような体制を構築し、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図ります。 P66 a. サービスの実績および見込量 ※保育所等訪問支援の見込み量に反映	P40 P66
第2回	33	居宅訪問型児童発達支援というのも、この計画の中できちんと触れていく必要がある。	P40④ 重症心身障害児・医療的ケア児支援等の充実 ・日常的に外出が困難な重症心身障害児・医療的ケア児が、自宅で療育を受けられるよう居宅訪問型児童発達支援の提供を検討・推進します。	P40

委員意見の対応一覧表

策定委員会	NO	意見	素案への反映状況	該当ページ
第2回	34	就労関係では、「職場介助者助成金」という形を充実させて、就労中の重症障害者の介助をきちんと対応していくという方向性が厚生労働大臣によって示された。でもこれは障害福祉サービスではないので障害者計画の方になるかもしれませんが、そういったことの活用というのを計画の中で触れるべき。 またこれは障害者雇用促進法による納付金の中からお金を出しているの、企業以外、要するに自営業者の方が適用にならない。例えば、自営でマッサージをされている視覚障害の方とかは、市町村の地域生活支援事業の中で「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が創設され、市町村の判断でその介助についてサービスを提供して良いというふうには制度改正されるということも示されています。そこも次の計画の中では入れるべき。	P42①就労支援の充実 ・自営等や企業で働く重度障害者等の就労を支援するため、通勤や職場等での支援の方法について検討します。	P42
第2回	35	資料②の障害者計画の中期において実施した主な取り組みのところですが、いわゆる地域移行が前回の資料でも示していただいた通り、なかなか計画通りに進んでない実態がある。この部分は割とできたことが評価として書かれていますが、やはりできなかったことも書いておかないと次の計画の中で要因分析をして、いかにして計画通りに進めていくかというようなサイクルに繋がっていかないので、この中期において実施した取り組み、主な取り組みの中で、計画通りにいかなかった点についても触れるべき。	中期の事業展開および各主要テーマに課題として記載している。	P24～ P46
第2回	36	グループホームもなかなか整備目標通りには整備できていないので、先ほどの「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」とこだわったのは、やはり地域移行をもっと進めるためには、きちんと計画の位置付けがあったほうがいいと思ったので、そのところと現状の取り組みでなかなか達成できなかった部分と両方を考慮しながら次の計画の取り組みを考えていくように、官民が連動して計画を立てていけたらいい。	P35③事業所整備の促進 ・障害者等の生活の場の選択の機会の場を確保するため、事業所整備を促進します。 ・令和6年度開設予定の重度障害者グループホーム((仮)西大井三丁目グループホーム)の開設準備を進めます。 ・整備費補助金の活用により費用の一部を補助し、民間事業者によるグループホーム整備を促進します。	P35